

瀬戸市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 33 号

瀬戸市職員互助会規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員互助会規則（平成 13 年瀬戸市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（長期勤続祝金の支給）</p> <p>第 17 条 会員が長期勤続したときは、長期勤続祝金として、次の各号に掲げる会員年数に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p><省略></p> <p>25 年 2 万 5,000 円</p> <p>35 年 3 万円</p> <p>2 <省略></p> <p>（休業手当金の支給）</p> <p>第 18 条 会員が負傷又は疾病により休業した場合に愛知県都市職員共済組合等から受けていた傷病手当金の支給が終わったときは、10 万円を休業手当金として支給する。</p>	<p>（長期勤続祝金の支給）</p> <p>第 17 条 会員が長期勤続したときは、長期勤続祝金として、次の各号に掲げる会員年数に応じ、それぞれ当該各号に定める額を支給する。</p> <p><省略></p> <p>25 年 2 万 5,000 円及び<u>観劇券等 2 枚</u></p> <p>35 年 3 万円及び<u>観劇券等 2 枚</u></p> <p>2 <省略></p> <p>（休業手当金の支給）</p> <p>第 18 条 会員が負傷又は疾病により休業した場合に<u>九市健康保険組合等</u>から受けていた傷病手当金の支給が終わったときは、10 万円を休業手当金として支給する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。